
規 則

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

高知県知事 瀧田 省司

高知県規則第19号

**高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を
改正する規則**

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成19年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「及び」を「、外科（心臓血管外科に係るものに限る。）及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に貸付金を償還している者については、適用しない。

規 則

◎ 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部
を改正する規則